

# 看取り介護に関する指針

社会福祉法人 五常会

特別養護老人ホーム 瀬戸の里

## 看取りに関する指針

### 1. 当施設における看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行なうことである。

### 2. 看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられる。

施設での看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、施設は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。

- ① 施設における医療体制の理解（常勤医師の配置がないこと、医師とは嘱託医師、協力医療機関とも連携し必要時は24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応すること、夜間は医療スタッフが不在で、看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であること）
- ② 病状の変化等に伴う緊急時の対応については看護師が医師との連絡をとり判断すること。夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護師と連絡をとって緊急対応を行なうこと。
- ③ 家族との24時間の連絡体制を確保していること。
- ④ 看取りの介護に対する家族の同意を得ること。

### 3. 看取り介護の具体的支援内容

#### ① 利用者に対する具体的支援

##### I. 身体的援助

- ・ バイタルサインの確認
- ・ 環境の整備を行なう
- ・ 安寧、安楽への配慮
- ・ 清潔への配慮
- ・ 栄養と水分補給を適切に行う
- ・ 排泄ケアを適切に行う
- ・ 発熱、疼痛への配慮

##### II. 精神的援助

- ・ 身体的苦痛の緩和 ・ コミュニケーションを重視する ・ プライバシーへの配慮を行なう ・ 全てを受容してニーズに沿う態度で接する。

### Ⅲ. 看護処置

- ・ 医師の指示に基づき、必要な看護処置を看護職員によって行なう。

#### ② 家族に対する支援

- ・ 話しやすい環境を作る ・ 家族関係への支援にも配慮する ・ 希望や心配事に真摯に対応する ・ 家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する ・ 死後の援助を行なう

## 4. 看取り介護の具体的方法

### ① 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より利用者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

### ② 医師よりの説明

- I. 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、看護職員又は生活相談員を通じ、当該利用者の家族に連絡をとり、日時を定めて医師より利用者又は家族へ説明を行なう。この際、施設でできる看取りの体制を示す。
- II. この説明を受けた上で、利用者又は家族は利用者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することができる。医療機関入院を希望する場合は、施設は入院に向けた支援を行なう。

### ③ 看取り介護の実施

- I. 家族が施設内で看取り介護を行なうことを希望した場合は、介護支援専門員は医師、看護職員、介護職員、栄養士等と協働して看取り介護の計画を作成すること。なおこの計画は医師からの利用者又は家族への説明に際し事前に作成しておき、その際に同意を得ることも考えられること。

- II. 看取り介護の実施に関しては個室**または静養室**で対応すること。なお家族が泊まりを希望する場合、看取りの**居室**に家族宿泊用のベッドをセットすることは家族への便宜を図ることであり個室の条件から外れるものではないこと。
- III. 看取り介護を行なう際は、医師、看護師、介護職員等が共同で**必要に応じ**利用者又は家族への説明を行ない同意を得ること。
- IV. 施設の全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように利用者または家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めること。

#### 5. 夜間緊急時の連絡と対応について

当施設の夜間緊急時の連絡表（別表 1 参照）によって適切な連絡を行うこと。

#### 6. 協力医療機関との連携体制

当施設は協力医療機関である中津川市民病院との連携により、24 時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応することができる体制をとっている。

#### 7. 責任者

夜間緊急対応および看取り介護については、看護師のうち 1 名を定めて、これを責任者とする。

（平成 18 年 4 月作成）

附則 平成 29 年 11 月 1 日より、この改正指針を実施する。

## 看取り介護の具体的手順

### 入所時（看取りを考える最初の時期）

利用者・家族の要望や気持ちを聞き取り、施設のケア方針・看取りケア方針の説明をする。

### 安定期（利用者自身が死生観を考える時期）

適応期の対応に加え、より利用者の死生観にかかわっていく。  
段階が進むごとに要望は変化をしていくので、最大限の受け入れができるよう柔軟な対応をする。

### 不安定・低下期（体が衰弱し、死が近づいてくる時期）

家族に、現状の説明と今後の変化について説明をする。  
利用者・家族ともに、心構えが必要になる時期。その上で家族の判断を確認する。  
施設での手当や看取り介護計画への同意。利用者が会いたい人への連絡。

### 看取り期（医学的に回復が見込めない時期）

時間をかけた手厚いケア。苦痛の緩和。  
家族への精神的支援。意志変更には柔軟に対応。  
医師、医療機関との連携（必要に応じ入院等）

### 看取りの取り組み・振り返り

最期まで人格を尊重。言語・非言語的コミュニケーション。  
家族への説明。かけがえのない時間となるよう配慮する。  
死亡時、死亡後の確認と対応。  
ご家族へのグリーフケア（悲嘆への支援）  
職員の振り返り

## 瀬戸の里での看取り介護についての同意書

私、  
は、瀬戸の里入居者  
の看取り介護について  
状態説明と、特別養護老人ホーム瀬戸の里が提供する対応について説明を受けました。私  
どもの意向に沿ったものであり下記の内容を確認し同意いたします。

### 記

1. 医療機関への入院、延命行為は希望せず、最後まで自然的に介護を受けたい。
2. 介護では安心できる声かけをし、身近に人が感じられるよう  
様の  
の尊厳を守る援助をいたします。
3. 医師に指示を仰ぎながら苦痛を和らげる方法をとる、施設内でできる限りの看取り  
介護をいたします。
4. ご家族の希望に沿った対応に心がけます。  
但し、ご本人ご家族の希望、意向に変化があった場合は、その意向に従い対応させて  
いただきます。

平成 年 月 日

特別養護老人ホーム 瀬戸の里  
施設長 向 晃 良 様

説明医師 小 島 由 城 経 印

施設同席者 職 種  
氏 名 印

職 種  
氏 名 印

身元引受人 住 所  
氏 名 印 (続柄 )

ご 家 族 住 所  
氏 名 印 (続柄 )

